湯沢町地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

令和７年３月

観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

目　　次

１　背景 １

２　計画の基本的事項 ３

(1)　計画の目的 ３
(2)　計画の対象範囲 ３
(3)　対象とする温室効果ガス ３
(4)　計画の期間 ３
(5)　上位計画及び関連計画との位置づけ ４

３　温室効果ガスの排出状況 ５

(1)　基準年度の二酸化炭素総排出量 ５
(2)　温室効果ガスの排出削減に向けた課題 ６
(3)　温室効果ガスの削減目標 ６

４　削減目標と目標達成に向けた取組み ７

(1)　取組みの基本方針 ７
(2)　具体的な取組み内容 ７

５　進捗管理体制及び進捗状況の公表 ９

(1)　推進体制 ９
(2)　点検・評価・見直し体制 １０
(3)　進捗状況の公表 １０

別表（対象施設一覧） １１

1 背景

気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年８月には、IPCC 第６次評価報告書第１作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、２℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013 年度比46％削減することとし、さらに、50％の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和３年６月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部

を改正する法律（令和３年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和３（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、５年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

このようなことから、湯沢町(以下「本町」という。)においても、省エネルギーの推進など環境保全施策や事業を実施する行政団体の役割のほか、一般の企業や家庭と同じように消費者・事業者としての側面を持っていることから、町自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの削減と、環境への負荷軽減に向けた取組みを積極的に推進するため、本計画を策定するものです。

図表１　地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：億t-CO2）		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO_2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲７%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO_2、メタン、N_2O		1.34	1.15	▲14%	▲８%
HFC等４ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO_2)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で１億t-CO_2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」
＜https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html＞

2 計画の基本的事項

（1）計画の目的

湯沢町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「湯沢町実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、湯沢町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的に策定するものです。

（2）計画の対象範囲

湯沢町実行計画の対象範囲は、「湯沢町公共施設等総合管理計画」に記載されている公共施設のうち、本町で直接管理・運営を行っている施設及び全ての公用車を対象とします。なお、指定管理者制度など、外部に委託する事務・事業は対象外とします。対象施設は別表を参照してください。

（3）対象とする温室効果ガス

本町には廃棄物焼却施設等、メタンガス(CH4)や亜酸化窒素(N_2O)等を多く排出する施設が存在しないため、その影響は小さいと考えられます。このことから、実行計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第２条第３項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO_2)のみとします。

（4）計画の期間

本計画の期間は、2025(令和 7)年度から 2030 年(令和 12)年度までとします。

項　目	年　度				
	2023	・・・	2025	・・・	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始		目標年度
計画期間			→	→	→

図表２　計画期間のイメージ

（５）上位計画及び関連計画との位置付け

湯沢町実行計画は、温対法第 21 条第１項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、本町の最上位計画である「湯沢町総合計画」及び「湯沢町環境基本計画」とも整合を図るものとします。

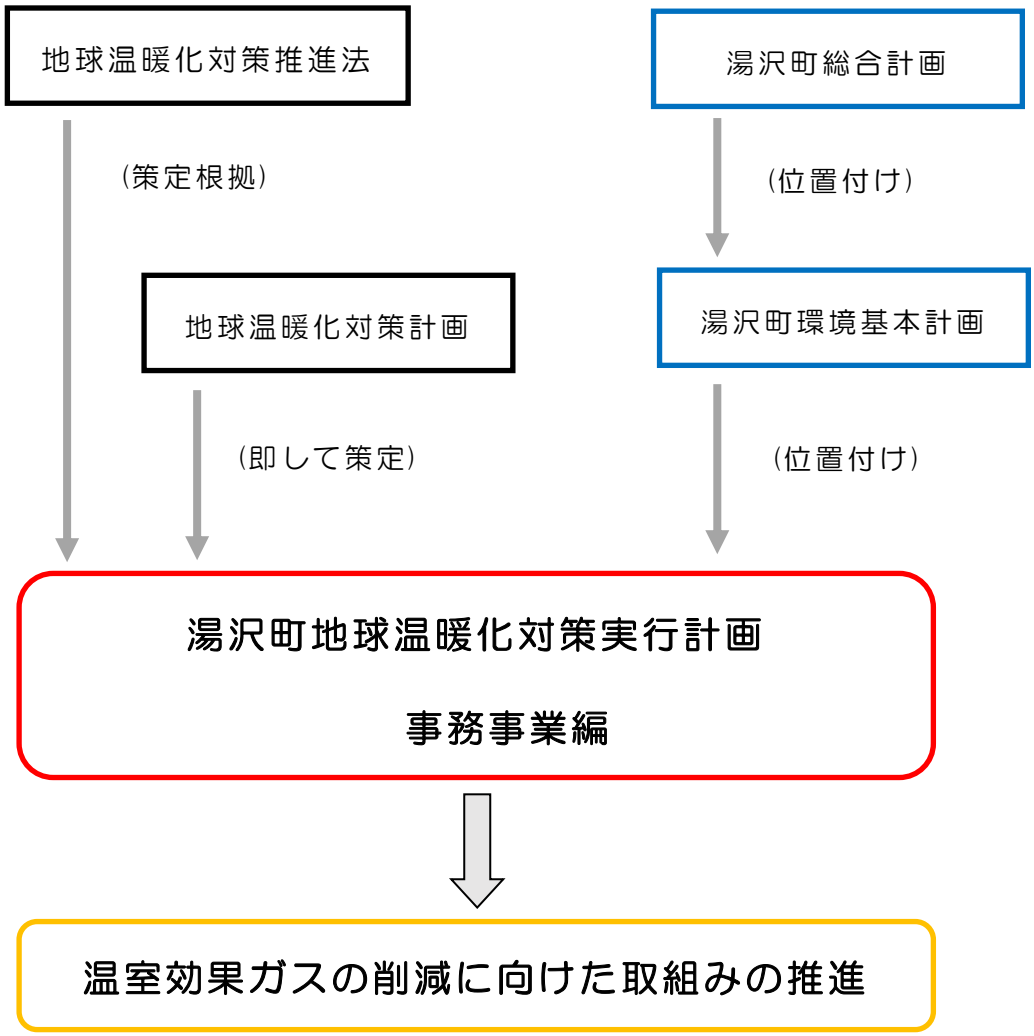

図表３　湯沢町事務事業編の位置付け

3　温室効果ガスの排出状況

（１）基準年度の二酸化炭素総排出量

本町の事務・事業に伴う二酸化炭素総排出量は、基準年度である 2023 年度（令和５年度）において、1,334,628kg-CO_2（推計値）となっています。

活動区分	単位	活動量	CO2換算排出量（kg-CO2）	比　率
電　気	kWh	1,508,278	719,449	53.9%
灯　油	L	209,620	524,050	39.3%
LPG	kg	6,046	18,076	1.4%
ガソリン	L	22,110	50,631	3.8%
軽　油	L	8,558	22,422	1.7%
合計			1,334,628	100.0%

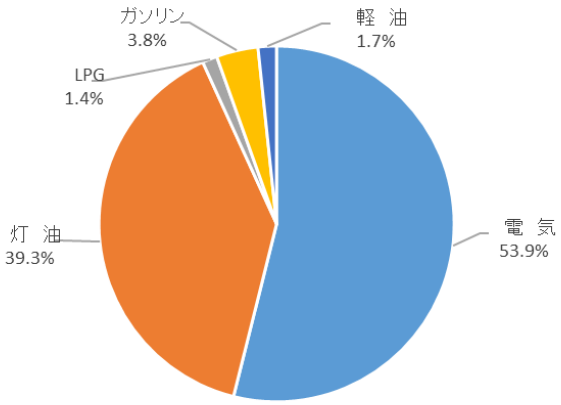

図表４　活動区分別の二酸化炭素総排出量

施　設　名	CO2換算排出量（kg-CO2）	比　率
役場庁舎	194,928	14.6%
総合福祉センター	223,088	16.7%
湯沢学園	429,072	32.1%
学校給食センター	200,078	15.0%
湯沢町公民館	61,388	4.6%
子育て支援棟	33,801	2.5%
認定こども園	192,273	14.4%
合　計	1,334,628	100.0%

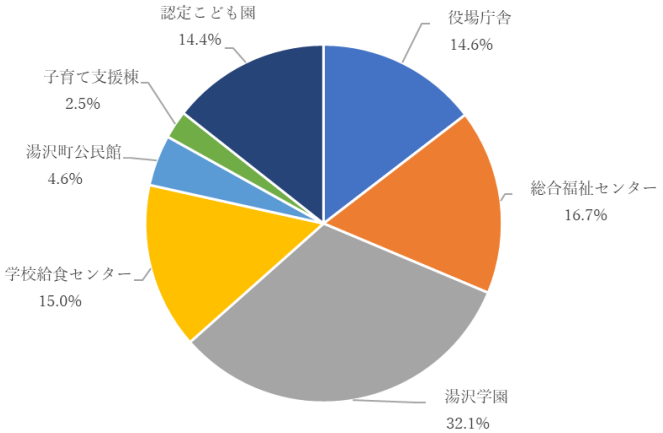

図表５　施設別の二酸化炭素総排出量

（２）温室効果ガスの排出削減に向けた課題

各施設で冬場の暖房に伴う燃料使用量が多くなっているが、雪国という自然環境が特に厳しい状況で、どのような方法で排出削減していくかが課題となります。

（３）温室効果ガスの削減目標

2023 年度（令和 5 年度）の二酸化炭素総排出量を基準として、目標年度である 2030 年度（令和 12 年度）の二酸化炭素総排出量を１０％削減することを目標とします。

活動区分		単位	基準年度排出量（kg-CO2）令和 5年度	削減率（%）	目標年度排出量（kg-CO2）令和 12年度
電　気		kWh	719,449	10.0	647,504
燃料使用量	灯　油	L	524,050	10.0	471,645
	LPG	kg	18,076	10.0	16,268
	ガソリン	L	50,631	10.0	45,568
	軽　油	L	22,422	10.0	20,180
合　計			1,334,628		1,201,165

図表６　温室効果ガスの削減目標

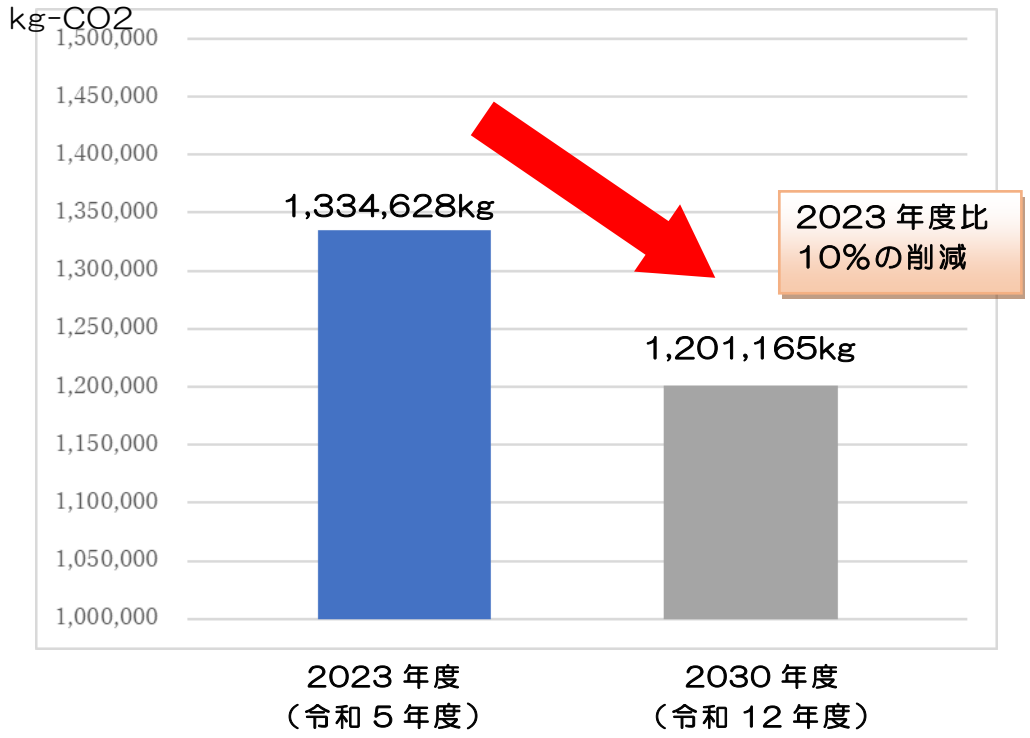

図表７　温室効果ガスの削減目標

4　削減目標と目標達成に向けた取組み

（１）取組みの基本方針

二酸化炭素の排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

（２）具体的な取組み内容

（ア）職員への意識等の向上及び日常の取組み

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組みを定着させます。

① 空調

・冷暖房時の室温管理を徹底します。

・定期的なフィルター掃除、ブラインドやカーテン等の適切な使用により冷暖房負荷を軽減します。

・使用後の停止を徹底します。

② 照明

・勤務時間外、昼休みは、業務に支障のない範囲で消灯します。

・不要な照明を消します。

③ 公用車

・導入・更新の際には、環境にやさしい自動車の導入に努めます。

・急発進、急加速をしないなど、環境負荷の少ない経済運転を徹底します。

・公用車から離れる時は、エンジンを切り、無駄なアイドリングを控えます。

・相乗りを励行します。

・公共交通機関の利用を心掛けます。

④ その他

・使用していないパソコン、コピー機等は、電源を切ります。

・省エネタイプの電気機器を使用します。

・OA 機器の省電力機能を活用します。

・電気機器を長時間使用しないときは、コンセントを抜きます。

・節水を心がけます。

（イ）省資源化等の取組

ごみの減量化、環境負荷の低減に配慮した取組を推進します。

① グリーン購入

・在庫管理を徹底し、無駄な購入を控えます。

・リサイクルによる商品や環境に配慮した商品を優先的に購入します。

・長期間使用できるものを選び、使用後は庁内での再利用に努めます。

・事務用品は、詰め替え可能な商品を購入します。

② 用紙類

・両面印刷や、使用済み用紙の裏面利用を推進します。

・会議等の際は、資料の簡素化や必要部数の把握により、最小限の印刷に努めます。

・庁内の連絡は、グループウェア等を活用し、ペーパーレス化に努めます。

③ その他

・廃棄物の分別を徹底します。

・ファイル等の再利用に努めます。

（ウ）施設設備の更新等の取組

施設設備の導入、更新の際には、エネルギー効率の高い設備等の導入で省エネルギー化を図ります。

・照明機器の更新に当たっては、導入可能な部分から LED 照明に切り替えます。

・新築及び大規模改修時には、断熱性、気密性など、エネルギー性能を重視した構造を検討します。

・役場庁舎等で使用する電力について、再生可能エネルギー由来の電力を検討します。

5　進捗管理体制及び進捗状況の公表

（１）推進体制

各課等に推進担当者を１名以上置き、各所属等における本計画の取組みを推進するとともに、事務局と協力して、目標達成に向けた取組みを着実に推進します。

① 推進担当者

各課等において、取組を推進するために、所属職員に対して啓発し、取組みの実施状況及びエネルギー消費量を、年１回事務局に報告します。

② 事務局

事務局を環境農林課内に置き、各課等における本計画の実行状況を把握し、目標達成に向けた総合的な管理を行います。

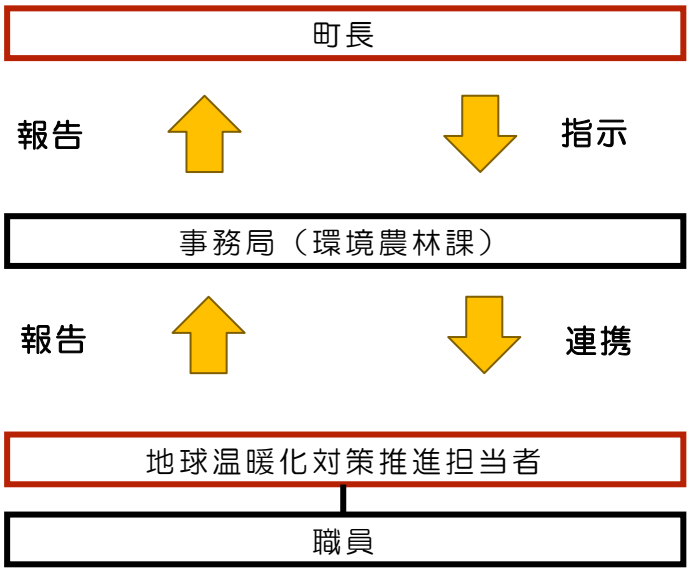

図表８　湯沢町事務事業編の推進体制

（２）点検・評価・見直し体制

事務局は、推進担当者をとおし、定期的に進捗状況の把握を行い、年１回の点検・評価を行い、次年度からのより効果的な取組みを検討します。また、本計画の達成状況や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

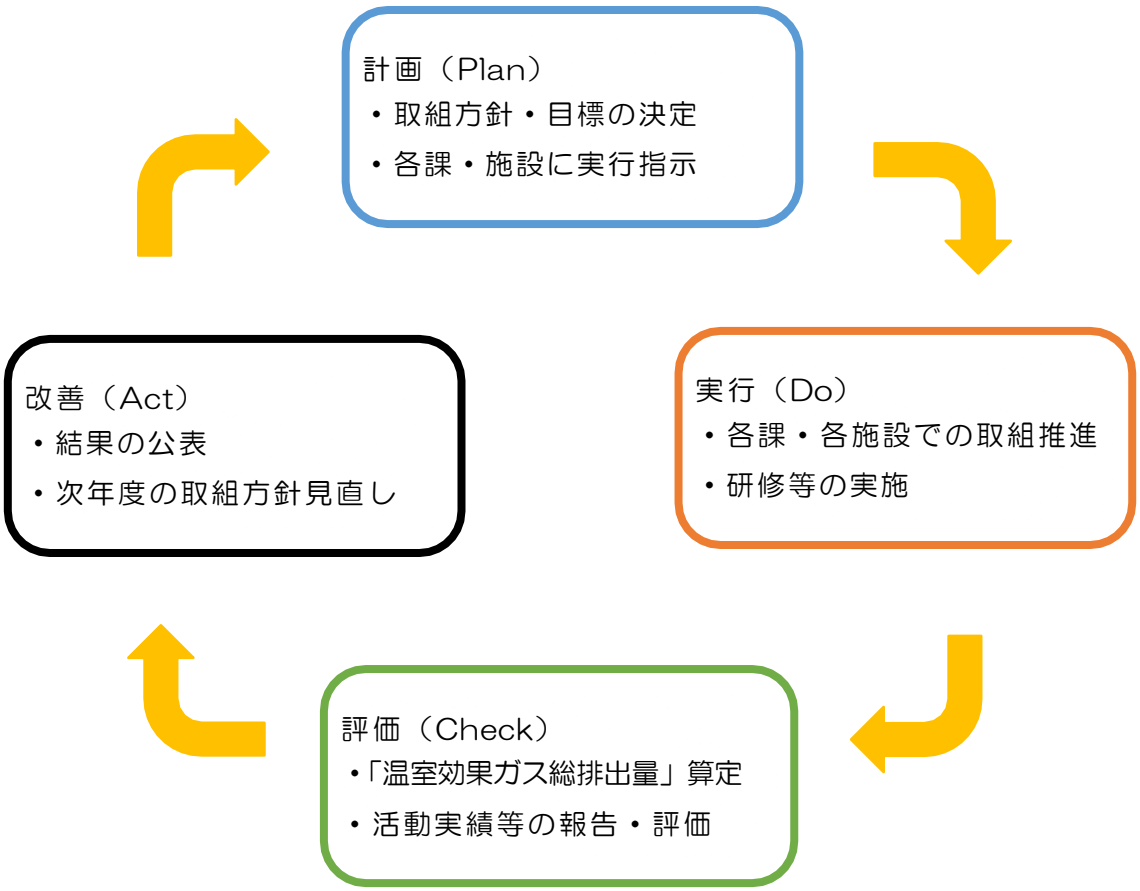

図表９　毎年の PDCA イメージ

（３）進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表します。

別表

（対象施設一覧）

管 理 課 等	施　　設　　名
共　　通	公　用　車
防災管財課	役 場 庁 舎
健康増進課	総合福祉センター
教　育　課	湯 沢 学 園
	湯沢町公民館
	学校給食センター
子育て支援課	子育て支援棟
認定こども園	認定こども園

湯沢町地球温暖化対策実行計画

発行　令和７年３月
編集　湯沢町 企画産業観光部 環境農林課 環境施設係
〒949-6192
住所　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
TEL　025-788-0291　　FAX　025-784-3582
E-mail　kankyou@town.yuzawa.lg.jp